

法令及び会計基準の適用時期一覧（有価証券報告書・決算期別）

本資料は、今後適用が開始される法令及び会計基準について、その適用開始時期を示した一覧表です。以下の事項に留意した上で、有価証券報告書の作成にご活用ください。

- ・〇年〇月期とは、〇年〇月末日を連結決算日とする連結会計年度（1年間）を指しています。
- ・法令（別記事業に関するものは除く。）並びに企業会計基準委員会が公表した会計基準、適用指針及び実務対応報告を掲載しています。
- ・指定国際会計基準又は修正国際基準に関連する法令等は除いています。

〔2019 年 3 月 31 日現在〕																					
項目		2019 年（平成 31・令和元年）										2020 年（令和 2 年）									
法令	会計基準・適用指針・実務対応報告	3 月期	4 月期	5 月期	6 月期	7 月期	8 月期	9 月期	10 月期	11 月期	12 月期	1 月期	2 月期	3 月期	4 月期	5 月期	6 月期	7 月期	8 月期	9 月期	
金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の提言を踏まえた改正																					
企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第3号）（2019年1月31日）	—	適用（注1）																			
		早期適用可（注1）										適用（注1）									
「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等の公表																					
—	「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号） 「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第17号）（2018年1月12日）	原則適用																			
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表																					
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第7号）（2018年3月23日）	「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号） 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号） 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）（2018年2月16日）	原則適用																			
「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」の公表																					
—	「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号）（2018年3月14日）	原則適用																			
「収益認識に関する会計基準」等の公表																					
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 （内閣府令第29号）（2018年6月8日）	「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号） 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）（2018年3月30日）	早期適用（注2）																			
「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の改正																					
—	「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号） 「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号）（2018年9月14日）	早期適用（注3）										原則適用（注4）									
「企業結合に関する会計基準」等の改正																					
—	「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号） 「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）（2019年1月16日）													原則適用							

注 1. 本改正による項目ごとの適用時期については、別紙をご覧ください。

注 2. 2018 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができるとされています。これに加え、2018 年 12 月 31 日に終了する連結会計年度及び事業年度から 2019 年 3 月 30 日に終了する連結会計年度及び事業年度までにおける年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から本会計基準を適用することができます。

注 3. 2019 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用するとされています。ただし、本実務対応報告の公表日以後最初に終了する連結会計年度及び四半期連結会計期間において適用することができるとされています。

注 4. 2019 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用するとされています。ただし、2020 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首又は在外子会社等が初めて国際財務報告基準第 9 号「金融商品」を適用する連結会計年度の翌連結会計年度の期首から適用することができるとされています。